

省令

法規的告示

○国土交通省令第八十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十第二項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十三条の三の二

規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

國語

国土交通大臣 中野 洋昌
建築基準法施行規則の一部を改正する省令第
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第
四十号）の一部を次のように改正する。
別記第五十号の三様式、別記第五十号の四様式、
別記第五十号の六様式、別記第五十号の七様式、
別記第五十号の十二様式、別記第五十号の十三様
式、別記第五十号の十五様式及び別記第五十号の
十六様式中「至」を削る。

1 この省令は、令和七年十月一日から施行する。
(経過措置)

則

様式による型式適合認定書、別記第五十号の四様式、別記第五十号の七様式、別記第五十号の十三様式及び別記第五十号の十六様式による通知書、別記第五十号の六様式による型式部材等製造者認証書並びに別記第五十号の十二様式及び別記第五十号の十五様式による認定書は、それぞれこの省令による改正後の建築基準法施行規則別記第五十号の三様式による型式適合認定書、別記第五十号の四様式、別記第五十号の七様式、別記第五十号の十三様式及び別記第五十号の十六様式による通知書、別記第五十号の六様式による型式部材等製造者認証書並びに別記第五十号の十二様式及び別記第五十号の十五様式による認定書とみなす。

の申請に当たつて当該申請に係る第二種負担金の総額を算定するために算定する回線単価であつて、当該申請の日が属する事業年度の一月から当該事業年度の翌事業年度の十二月までの月ごとの高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより当該翌事業年度において徴収すべき当該月ごとの算定対象回線数に係る当該高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の月額の算定に用いる度のものをいう。

一 認可単価 事業年度ごとの第二種負担認可の申請に係る法第百十一条の第五第一項において準用する法第百十条第二項の規定に基づき総務大臣が認可した第二種負担金の額及び徴収方法に係る回線単価であつて、当該単価と当

した額をいう。から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項及び次条において「徴収必要見込額」という。）を合計算定対象回線数（第二号算定等規則第二十四条第一項第二号（第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる値を除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減じる方法により算定する。

の交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。から次項に定める前年度徴収不足見込額を減じた額（同項及び次条において「徴収必要見込額」という。）とあるのは、「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第一種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。）とする。

3 取り繕つて使用することができる。
この省令の施行前に交付したこの省令による
改正前の建築基準法施行規則別記第五十号の三

第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「第二号算定等規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 申請単面 事業半度ごとの第二種負担認可

第二条 申請単価は、第二種支援業務見込費用二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計する。

2 令和七年度に行う申請単価の算定に係る第二項第一項の規定の適用については、同項中「第一種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその

○法務省の規定による研究手続開始の決定
第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、回線単価の算定方法を次のように告示する。
令和七年九月十二日
総務大臣 村上誠一郎
(用語)

ときには送りやかに算定する回線単価であつて、当該単価と当該申請に係る申請単価（当該申請に係る認可単価が当該申請に係る申請単価と異なる場合にあつては、当該認可単価）と異なる場合に当該申請単価に代えて当該申請をした日が属する事業年度の翌事業年度の七月から十二月までの月ごとの高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数を乗することにより当該翌事業年度において徴収すべき当該月ごとの算定対象回線数を算定する。

當該事業年度に交付した第二種交付金の総額を
びにその交付及びこれに附帯する業務に要した
費用の額を減じた額をいう。)と前条第二項に定
める前年度徴収過不足見込額との差額をいう。
を減じた額を當該事業年度の終了の日を第二二
算定等規則第二十四条第一項の算定の日とみなす
して算定する合計算定対象回線数を二で除した
数で除して得た額に、一円未満の端数があると
きは、その端数を切り上げる方法により算定す
る。

の申請に係る法第百十一条の五第二項において準用する法第百六十条第二項の規定に基づき総務大臣が認可した第二種負担金の額及び徴収方法に係る回線単価であつて、当該単価と当

年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定額を乗じた額から当該申請に係る徴収必要額を減ずる方法により算定する。

条第二項の規定の適用については、同項中「徴収必要見込額」とあるのは、「第二種支援業務見込費用」(前項に規定する第二種支援業務見込費用をいう。)とする。

○厚生労働省告示第二百三十九号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のよう改正し、令和七年九月十三日から適用する。

北海道		道府県名
開港名	港名	開港名
税関名	税関名	税関名
石狩湾港	苦小牧港	函館港
張所函館税関小樽税関支署石狩出	函館税関苦小牧税関支署	函館税関
石狩市	小樽市	函館市
	勇払郡厚真町	北斗市
○・七三二六	○・二六七四	○・八九七九
	○・一〇二一	○・八七五

その他告示

○総務省告示第三百十七号
特別とん讃与税法施行規則（昭和三十二年總理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における令和七年度分の特別とん讃与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

三重県	愛知県			富山県	新潟県	千葉県			茨城県	福島県	宮城県
四日市港	名古屋港	衣浦港	三河港	伏木富山港	新潟港	千葉港	木更津港	鹿島港	常陸那珂港	相馬港	仙台塩釜港
名古屋税関四日市税関支署	名古屋税関	出張所	名古屋税関豊橋税関支署衣浦	大阪税関伏木税関支署	東京税関新潟税関支署	横浜税関千葉税関支署	横浜税関鹿島税関支署木更津	横浜税関鹿島税関支署	横浜税関鹿島税関支署日立出	横浜税関小名浜税関支署相馬	横浜税関仙台塩釜税関支署
四日市市 三重郡川越町	四日市市 三重郡川越町	知多市 高浜市 知多郡武豊町	名古屋市 海部郡飛島村	半田市 碧南市 射水市	豊橋市 高岡市 北蒲原郡聖籠町	新潟市 市原市 袖ヶ浦市	千葉市 君津市 富津市	木更津市 市川市 船橋市	鹿嶋市 神栖市 那珂郡東海村	ひたちなか市 相馬市 相馬郡新地町	仙台市 塩竈市 多賀城市 宮城郡七ヶ浜町
○・○三二三	○・○九六八七	○・○七七九	○・○一三六八	○・○一九〇七	○・○四三九六	○・○三〇八五	○・○八一三七	○・○四六二二	○・○五三七八	○・○四五四〇	○・○一三九

農林水産省・通商産業省令第一号) 第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。	令和七年九月十二日
財務大臣	加藤 勝信
厚生労働大臣	福岡 資麿
農林水産大臣	小泉進次郎
経済産業大臣	武藤 容治
環境大臣	浅尾慶一郎
○国税庁告示第十八号	
国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件(令和六年国税庁告示第一号)において別途国税庁告示で定めることされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、	(次のように) は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課、経済産業省イ ノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル政策室に備え置いて総覽に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する)

○ 環農財 林水務 竟產省 省省省 、、、	沖繩 県	那霸 港
○ 沖繩地區 稅關 沖繩稅 關支署	沖繩地區稅關	沖繩 港
○ 國頭郡 金武町	南城市 中頭郡 中城村 中頭郡 西原町	浦添市 那霸市
○ ○ ・ 二二二六	○ ○ ・ 一〇五二 ○ ・ 二九一八	○ ○ ・ 九七五 ○ 二四四

石川県	都道府県名
輪島市	地
珠洲市	域
鳳珠郡穴水町	
鳳珠郡能登町	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三

十五年法律第二百二十三号) 第六十二条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。)第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する

○国土交通省告示第八百七十七号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
中央自動車道 中津川市神坂字向小森一四二九番二二から同市神坂字小 令和七年九月十三日十五時

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日
道路の区域
路線名 関越自動車道上越線
国土交通大臣 中野 洋昌
変更前

因間敷地の幅員後別（メートル）延長（メートル）

千曲市大字屋代字返町五三番一から同市大字雨宮字町田
一二五九番二まで

○国土交通省告示第八百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年八月二十八日付
ナをもつて次のようて型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第

十二条の規定に基づき、告示する。

第F-824号 表面仕上材(表面床張り材) ハルテックスハル レベラー 株式会社コスモ 大分県臼杵市大字末広3527 番地の7

第F-825号 難燃性接着剤 (上材仕様)
" ハルテックスハルボンド " " "

第S-162号
区内に設
料の板末(張
音甲用)用
ける(兼
レバーラ W45
ハルテックスハル
" " " "

り材)(R_W = 45 dB)

第5-163号
居住区域内に設
ける甲板床張
(遮音甲板床張
り材) (Rw = 40
dB) " " "

卷之三

國土交通省告示第八百八十一號

船舶等型式承認規則（昭和四十八年通輸省令第五号）第八条の規定に基き、令和七年八月二十日付の規則による改正を以て、本規則は失效する。

八日付けをもつて次のように形式の変更を承認したので
同規則第十二条の規定に基づき告示する
令和七年九月十二日
国土交通大臣 中野 洋昌

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年九月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

国会事項

○九州地方整備局告示第百九号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日 供用開始の区間 垣下 複裕
九州地方整備局長 久塩北町字野添三〇六四番二から同市日奈
久塩北町字八ツ尾三〇九番六まで 九州地方整備局及び同局熊
本河川国道事務所 供用開始の期日 令和七年九月十二日

多くの問題を放置し続けることは重大な不作為であり、国益を損ねることに他ならない。これらのことを重く受け止め、石破内閣は党内事情よりも國民生活を優先し、行政府としての責任を果たすべく、一刻も早く国会を召集するよう早急に対応を取られたい。

浩史外二百三十八名
代表者 签 浩史

遠藤
古川山
敬久元

福島 塩川川
伸臺 鉄也 仁

鈴木 敦
河村 たかし
新垣 朝男

内閣總理大臣 石破 茂殿
笠浩史外二百三十八名連名
新垣 邦男

臨時国会召集要求書送付通知
九月十日、築山本院事務総長から、小林參議院事務総長、木名義道三吉コトニ有三八右一、

事務総長宛 本院議員笠浩史外二百三十六名から臨時国会召集要求書が提出され、即日、内閣に送付した旨通知した。

訂正 九月八日、公職選挙法及び地方自治法の一部を

改正する法律案第二百七回国会衆法第五(号)の提出者中馬場雄基議員辞職につき「落合貴之外五名」を「落合貴之外四名」に訂正する。

參議院

報告書受領 九月二日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度における予算使用的状況

規定期間（令和六年度の場合は令和五年度の三ヶ月間の期間）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領^ノ。

算使月の北渉の報告を受領した
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項
の規定による令和七年度第一・四半期における国

庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる

内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる

内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる

内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる

官 府 告 白

官 府 事 項

九 州 地 方 整 備 局 公 示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長 垣下 穎裕

彦田 尚毅

明珍 充

大森 崇利

吉田 真晃

岡野 武司

加藤 卓生

寺内 彩子

平井 滋

児玉 泰明

平井 滋

寺内 彩子

吉田 充志

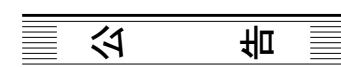
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局)参事官(研究環境担当)の併任を解除する	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局)参事官(研究環境担当)の併任を解除する
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年九月十三日	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局)参事官(研究環境担当)の併任を解除する	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局)参事官(研究環境担当)の併任を解除する
図面 縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局)参事官(研究環境担当)の併任を解除する	内閣府事務官(科学技術・イノベーション推進事務局)参事官(研究環境担当)の併任を解除する
内閣府	内閣大臣	鈴木 肇祐	内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中国国家公会委員長事務代理を命ずる

令和7年9月12日	道路法（昭和17年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 その関係図面は、令和7年9月11日から1週間一般の縦覧に供する。	
	令和7年9月11日	九州地方整備局長 堀下 権裕
	占路 路 の 種 類	一般国道
	占 用 を 制 限 す る 区 域	一百二十号及び四百四十八号
	域	備 考
	(四) 四日市市大字伊比井字鷲巣二九六六番から同市大字伊比井字向鷲巣一九六四番まで	
	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
	占 用 を 制 限 す る 理 由	緊急輸送道路の占用を制限するににより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
	占 用 の 制 限 の 開 始 の 期 日	令和7年9月13日
	図 面 縦 覧 场 所	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
法 務		
公 証 人 免 免		
和歌山地方法務局所属公証人古川忠雄は願により公証人を免ぜられた。		
川上岳は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人古川忠雄の後任を命ぜられた。 (以上9月1日)		
名古屋法務局所属公証人新堀敏彦は願により公証人を免ぜられた。		
金山陽一は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人新堀敏彦の後任を命ぜられた。 京都地方法務局所属公証人西浦久子は願により公証人を免ぜられた。		
宮地佐都季は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人西浦久子の後任を命ぜられた。 (以上9月1日)(法務省)		
労 動		
最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に 關 す る 公 示		
茨城労働局最低賃金公示第1号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。		
令和7年9月12日 茨城労働局長 佐藤 悅子 第4号中「1時間1,005円」を「1時間1,074円」に改める。		
富山労働局最低賃金公示第1号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。		
令和7年9月12日 富山労働局長 小島 悟司 第4号中「1時間998円」を「1時間1,062円」に改める。		
國 家 試 験		
第21回紛争解決手続代理業務試験の実施について 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の3第1項及び第13条の4の規定に基づき、第21回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。		
令和7年9月12日 厚生労働大臣 福岡 資麿		

1 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県	8 その他
2 試験日 令和7年11月22日（土）	(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。
3 試験科目 個別労働関係紛争に関する具体的な事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。	(2) 身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。
4 受験資格 社会保険労務士法第13条の3第1項に規定する研修の修了者。	(3) 試験の詳細については、別途試験センターが作成する受験案内を参照すること。
5 受験手続	(4) 受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5cm×12cm：長型3号）を必ず同封すること。
(1) 受験申込み 受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。 ア 社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号。以下「則」という。）第9条の4第2項に規定する研修修了証又は則第9条の5第2項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。	国土調査の実施に関する公示
(2) 受験手数料 受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。	国土調査法（昭和26年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和7年度における国土調査の実施について、次のとおり公示する。 令和7年9月11日 国土地理院長 河瀬 和重
(3) 受験申込先 全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103-8347 東京都中央区日本橋本町3-2-12 社会保険労務士会館5階 電話03-6225-4882）（以下「試験センター」という。）	一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日 令和7年8月19日
(4) 申込受付期間 令和7年9月16日（火）から10月3日（金）まで 簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和7年10月3日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。	二、調査を実施する者の名称 国土地理院
6 受験票の送付 受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。	三、調査地域 高知県 宿毛市
7 合格者の発表 合格者の受験番号は、令和8年3月13日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。	四、調査期間 令和7年9月11日から令和8年3月31日
法務省告示配第96号 左記の者の申請に係る日本国外帰化の件は、これを許可する。	
令和7年9月11日 法務大臣 鈴木 靖祐 住所 東京都江戸川区	
フェミニーラ・ラティフ 平成元年4月9日生 モハメド・ファイズ 平成28年11月22日生 モハメド・ハディ 令和4年6月20日生 住所 神奈川県愛甲郡愛川町	
トラン・ゴック・アン 昭和51年12月1日生 住所 埼玉県ふじみ野市	
ゴ・ヒナ 令和4年3月4日生 住所 香川県丸亀市	
ヨキコ・エングワーダ 昭和45年7月31日生	

住所 横浜市鶴見区
ロサリオ・カデナ・ヒラシケ・デ・ヒガカド
昭和41年7月10日生
住所 東京都日野市
金才鉢 昭和56年7月7日生
金明希 昭和56年11月12日生
金侑亜 平成24年3月28日生
金侑紗 平成24年3月28日生
金康輝 平成27年3月18日生
住所 埼玉県和光市
クライジャノフスキ・レオニド・アレクセイ
ヴィチ 昭和60年11月24日生
住所 佐賀県嬉野市
カズエ・ミヤモト・ウィ・ドウ・ブルシャー
昭和23年12月3日生
住所 東京都目黒区
チャン・ミン・チュウ 昭和29年11月5日生
住所 横浜市南区
尹友香 昭和47年11月28日生
李勇真 平成17年2月2日生
住所 大阪市北区
林依依 昭和62年11月2日生
住所 東京都練馬区
王柏陽 令和5年1月14日生
住所 京都市右京区
李愛奈 平成5年7月20日生
住所 東京都世田谷区
彭思策 平成元年3月24日生
住所 東京都江東区
歐陽彬 昭和46年7月29日生
歐陽雨涵 平成22年4月30日生
住所 千葉県浦安市
蔡如惠 平成12年8月13日生
住所 横浜市西区
艾比布拉伊達耶提 平成7年10月29日生
住所 大阪府東大阪市
金大亮 昭和55年3月24日生
住所 東京都台東区
林静 昭和59年1月18日生
周琦俊 平成21年10月12日生
住所 千葉県松戸市
程舒沫 昭和60年5月9日生

住所 千葉県佐倉市
モハマドゥラ・モハマド・タヒール 昭和54年
6月27日生
住所 群馬県館林市
エイ・エイ・ミン・エ・ズバイラ・ビ・ビ 昭
和44年2月3日生
チヨウ・ムー・ナイン 平成19年4月5日生
ヌサーラ・ビビ 平成27年1月22日生
住所 埼玉県川口市
チヨウ・ナイン 平成4年3月24日生
住所 東京都江東区
全成俊 昭和62年6月5日生
住所 京都市東山区
崔萬達 昭和21年7月1日生
申末連 昭和23年7月10日生
住所 東京都港区
劉鶯 昭和60年11月16日生
住所 東京都北区
ライン・イ・サン 平成9年7月9日生
住所 東京都大田区
王宇晨 平成6年4月12日生
住所 東京都新宿区
張夢 昭和63年6月14日生
住所 東京都世田谷区
趙子棉 昭和62年3月9日生
住所 広島県東広島市
アミリ・アミール・ワリ 昭和62年1月1日生
住所 仙台市青葉区
王洪鑫 昭和54年3月19日生
唐麗麗 昭和57年4月24日生
王冠迪 平成20年10月20日生
王梓迪 平成28年6月28日生
住所 名古屋市中川区
劉瞳 昭和54年6月2日生
劉殷月舞 平成28年4月19日生
住所 東京都杉並区
閔留実 昭和54年1月20日生
住所 東京都荒川区
姜美好 昭和55年4月23日生
住所 東京都荒川区
姜美嘉 昭和58年4月10日生
住所 東京都八王子市
鄭劍華 昭和38年12月17日生
住所 東京都中央区
閔瞳 平成10年10月9日生
住所 岡山県倉敷市
李宗澤 平成14年10月17日生
住所 東京都世田谷区
李佩澤 平成14年10月17日生
住所 東京都八王子市
王超群 昭和62年5月26日生
住所 大阪市西区
韓冰 平成9年7月12日生
住所 千葉県我孫子市
ロネス・シュレスター 平成6年6月22日生
住所 東京都板橋区
胡逢皓 昭和54年11月26日生
住所 東京都練馬区
李洋子 昭和44年4月1日生
住所 東京都練馬区
李正一 昭和46年6月30日生
住所 東京都杉並区
黃嘉傑 平成6年4月11日生
住所 長野市
金淑愛 昭和33年8月31日生
住所 長野市
李龍周 昭和63年7月8日生
住所 東京都大田区
張曉麗 昭和60年5月20日生
住所 東京都大田区
唐嘉晨 令和6年12月14日生
住所 群馬県高崎市
ドゥルガ・バハドゥル・ブン 平成5年9月25
日生
住所 長崎県壱岐市
安穎 昭和49年11月16日生
住所 東京都荒川区
金技範 平成15年1月21日生
住所 東京都板橋区
アウン・コ・コ 昭和56年2月1日生
ヌエ・ニー・シェイン 昭和53年11月4日生
ション・ウェイ・ミ・コ 平成22年4月21日生
トウン・ワ・ティ 平成24年8月24日生
住所 福島県郡山市
レイシー・リン・ウイリアムズ 昭和63年1月
3日生
住所 東京都豊島区
チ・マー・ウィ 昭和62年12月7日生
住所 東京都板橋区
ス・ス・ウィン 昭和55年4月30日生



諸事項

工場財団

東京都中央区日本橋二丁目15番3号アズマック
ス株式会社の工場財団に千葉県八千代市大和田新
田564番地アズマックス株式会社千葉工場の機械、
器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき
権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者
は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年9月12日

千葉地方法務局船橋支局

隊員の懲戒処分

第15後方支援隊 陸士長 銘苅 耀也
自衛隊法第46条第1項第1号の規定により免職
する。

令和7年9月12日

陸上自衛隊第15旅団長

陸将補 泉 英夫

退職手当支給制限処分

(退職をした者の氏名) 銘苅 耀也
(退職時の勤務官署) 陸上自衛隊那覇駐屯地
国家公務員退職手当法第12条第1項の規定によ
り、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不
服審査法の規定により、この処分書を受けた日の
翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対して
することができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴
訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日
から起算して6か月以内に国を被告として（被告
を代表する者は法務大臣）提起することができる

（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算し
て6か月以内であっても、この処分の日の翌日か
ら起算して1年を経過するとこの処分の取消しの
訴えを提起することはできない。）ただし、この
処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内
に審査請求をした場合には、この処分の取消しの

訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和7年9月12日

陸上自衛隊那覇駐屯地第15旅団長
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第10140号

埼玉県川越市大字の場795番地1 ライオンズマンション川越西214号室
申立人 井上由紀子

本籍東京都大田区中央4丁目1042番地、最後の住所埼玉県坂戸市千代田4丁目7番26-403号、死亡の場所埼玉県坂戸市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所青森県北津軽郡五所川原町、出生年月日昭和23年4月9日、職業無職

被相続人 亡 北島 泰子
事務所埼玉県所沢市東住吉7-17イースタンハイツ202号段貞行法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鶴羽 良弘
催告期間満了日 令和8年3月31日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年（家）第10175号

埼玉県所沢市並木1丁目1番地の1
申立人 所沢市
本籍東京都武蔵野市境2丁目895番地、最後の住所埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1丁目31番地の53、死亡の場所埼玉県狭山市、死亡年月日令和6年8月22日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和27年8月16日、職業不詳

被相続人 亡 安藤 博康
事務所埼玉県所沢市くすのき台3-12-6 ヴァンペール所沢211奥田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奥田 圭一
催告期間満了日 令和8年3月31日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年（家）第71208号

東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍東京都大田区田園調布1丁目15番地5、最後の住所東京都大田区田園調布1丁目21番2号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和5年7月31日、出生の場所岩手県上閉伊郡遠野町、出生年月日昭和12年9月29日、職業会社役員

被相続人 亡 中原 正明
事務所東京都港区虎ノ門1丁目15番11号第2名和ビル4階 村木政之法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村木 政之
催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71683号

東京都江戸川区平井6丁目1番23-413号
申立人 川野 禮子
本籍東京都港区元麻布3丁目33番地、最後の住所東京都江戸川区平井6丁目1番23-413号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和24年12月7日、職業無職

被相続人 亡 堀井 信一
事務所東京都中央区八重洲2-11-6 八重洲K Nビル3階 宇田川・竹原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宇田川博史
催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第15093号

新潟市江南区藏岡315-7
申立人 濵谷 陽一
本籍新潟県新潟市東区本所2丁目1500番地、最後の住所新潟市東区本所2丁目7番22号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和33年5月6日、職業会社役員
被相続人 亡 濵谷 公明

主たる事務所新潟市中央区医学町通二番町74番地

相続財産清算人 弁護士法人バンビル法律事務所

催告期間満了日 令和8年3月27日

新潟家庭裁判所

令和7年（家）第1921号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍山梨県甲府市国母7丁目2330番地、最後の住所山梨県甲府市国母7丁目2番23号、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和元年10月8日頃、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和38年2月19日、職業無職

被相続人 亡 岡田 栄
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目16番10号トラストワンビル19 3-B 弁護士法人FOR P E A C E 法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土橋 順
催告期間満了日 令和8年3月26日

甲府家庭裁判所

令和7年（家）第1070号

愛知県海部郡蟹江町宝2丁目67番地
申立人 O T A 株式会社
本籍愛知県岡崎市矢作町字馬乗34番地、最後の住所愛知県知多市梅が丘1丁目373番地クオリティハイツA203、死亡の場所愛知県名古屋市千種区、死亡年月日令和4年12月13日、出生の場所愛知県東加茂郡下山村、出生年月日昭和36年12月23日、職業不明

被相続人 亡 神納 昌佳
愛知県半田市昭和町3丁目1番地平成ビル5C号室 青木透法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青木 透
催告期間満了日 令和8年3月30日

名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年（家）第71374号

東京都武蔵野市吉祥寺東町3丁目5番1-610号吉祥寺レジデンシア
申立人 大塚 祐介
本籍東京都板橋区大谷口上町85番、最後の住所東京都板橋区大谷口上町85番3-202号レクセル小竹向原、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年8月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和23年12月16日、職業無職

被相続人 亡 阿部 恵美
事務所東京都千代田区丸の内2丁目1番1号丸の内マイプラザ13階 あさひ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 南部 恵一
催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71418号

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字黒沢27の5
申立人 佐藤トシ子
本籍埼玉県入間郡毛呂山町大字市場301番地、最後の住所東京都品川区小山3丁目12番19-304号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和5年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和47年8月3日、職業会社員

被相続人 亡 小久保大輔
事務所東京都中央区銀座2丁目2番17号龍保険ビル6階土居総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土居 範行
催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71753号

東京都世田谷区大蔵1-2-25-601
申立人 三浦 將子
本籍東京都中野区中央5丁目92番地、最後の住所東京都世田谷区世田谷4丁目10番11号セニア世田谷102、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年6月6日、出生の場所東京赤坂区、出生年月日昭和9年2月22日、職業無職

被相続人 亡 横田 嘉子
事務所東京都千代田区永田町2丁目14番2号山王グランドビル3階 東京法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅野ひとみ
催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第40350号

神戸市西区井吹台東町1丁目19番地の3
申立人 前中 祥子
本籍神戸市北区有野町二郎822番地、最後の住所神戸市長田区御船通2丁目1番地の2
ウイスティリアコート神戸Ⅱ307号、死亡の場所兵庫県三木市、死亡年月日令和7年3月7日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和62年3月2日、職業会社員

被相続人 亡 前中 仁瑠
神戸市中央区多聞通3丁目3番9号神戸楠公前ビル3階神戸湊川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浦本 真希
催告期間満了日 令和8年3月30日

神戸家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第8097号

静岡県沼津市三園町13番45号 文化図書第3ビル2階 東静法律事務所

申立人 本多 孝士

本籍静岡県沼津市下香貫島郷2708番地1、最後の住所静岡県沼津市下香貫島郷2708番地の1、死亡の場所静岡県伊豆市、死亡年月日平成29年12月17日、出生の場所静岡県田方郡江間村、出生年月日昭和6年9月6日、職業不明

被相続人 亡後藤 静子

催告期間満了日 令和8年4月5日

静岡家庭裁判所沼津支部

公示催告

次の申立人から別紙目録記載の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に、権利を争う旨の申述をするとともに、その有価証券を提出してください。もし、この終期までに権利を争う旨の申述及び有価証券の提出がない場合には、その有価証券の無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

東京都杉並区西荻南2丁目5番15号ブリリア西荻窓308

申立人 土屋 勇輝

権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月10日
令和7年8月28日 武蔵野簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手(線引) 1通

小切手番号 P B10029

金額 1,000,000円

支払人 三井住友信託銀行吉祥寺支店

支払地 武蔵野市吉祥寺本町1丁目

振出日 令和7年3月24日

振出地 武蔵野市

振出人 三井住友信託銀行吉祥寺支店 支店長

鈴木 孝宏

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第553号

福岡県糸島市荻浦5丁目9番5号

申立人 山本 保文

本籍広島県広島市南区北大河町683番地、最後の住所広島市南区北大河町以下不詳

不在者 山本 良恵

大正6年3月25日生

届出期間満了日 令和8年1月5日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第527号

北九州市若松区高須西2丁目7番9号

申立人 原 昌彦

本籍北九州市小倉北区鍛冶町2丁目98番地、最後の住所不詳

不在者 原 武雄

明治33年3月18日生

届出期間満了日 令和8年1月9日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第1222号

北海道恵庭市和光町1丁目5番5号

申立人 和田 貴生

本籍北海道北見市南仲町1丁目2番、最後の住所札幌市南区真駒内曙町1丁目1番33-306号

不在者 和田 大輔

昭和60年7月25日生

届出期間満了日 令和8年1月9日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第93号

静岡県富士宮市青木平570番地

申立人 岩田 春美

本籍静岡県富士宮市青木平646番地、最後の住所静岡県富士宮市青木平646番地

不在者 岩田 哲郎

昭和11年9月2日生

届出期間満了日 令和7年12月29日
静岡家庭裁判所富士支部

失踪宣告

令和6年(家)第234号

本籍熊本県山鹿市菊鹿町松尾1334番地、最後の住所滋賀県大津市滋賀里1丁目10番20号

不在者 青木龍太郎

昭和39年9月24日生

令和7年8月16日失踪宣告審判確定

大津家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第691号

本籍京都府京都市右京区梅津原町36番地31、最後の住所京都府京都市右京区梅津原町36番地の31

不在者 梅谷 耕

昭和45年8月2日生

令和7年8月23日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第8号

本籍福島県南会津郡南会津町田島字本町甲3894番地6、最後の住所福島県南会津郡南会津町田島字本町甲3894番地6

不在者 湯田 豊治

昭和29年10月23日生

令和7年8月29日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所田島出張所裁判所書記官

令和6年(家)第1073号

本籍千葉県松戸市上矢切276番地、最後の住所千葉県松戸市上矢切276番地

不在者 黒川 利夫

昭和25年8月28日生

令和7年8月30日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和6年(家)第2753号

本籍東京都杉並区高円寺北3丁目544番地、最後の住所横浜市神奈川区中丸15番地2

不在者 伊藤 浩明

昭和34年10月14日生

令和7年8月28日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2015号

本籍新潟県三条市北新保1丁目11番、最後の住所新潟県三条市北新保1丁目11番12号

不在者 西澤 康晴

平成4年9月18日生

令和7年8月27日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所三条支部裁判所書記官

令和6年(家)第95号

本籍京都府亀岡市河原林町河原尻菖蒲1番地

1、最後の住所京都府亀岡市河原林町河原尻菖蒲1番地1

不在者 森川ひとみ

昭和59年9月11日生

令和7年8月30日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所園部支部裁判所書記官

令和6年(家)第84号

本籍長崎県長崎市東立神町142番地、最後の住所長崎県長崎市鳴見台2丁目38番7号

不在者 野下 文雄

昭和34年5月13日生

令和7年8月28日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第20号

川崎市川崎区千鳥町9番4号

申立人 第一パイプ工業株式会社

代表者代表取締役 新城 将英

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月27日

令和7年8月28日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 UP54236

金額 493,273円

支払期日 令和7年7月20日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行神田駅前支店

振出日 令和7年3月21日

振出地 東京都墨田区

振出人 株式会社渡辺商事 代表取締役 渡辺道俊

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号
 次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
 兵庫県丹波篠山市北59番地1
 申立人 堀本 清代
 権利の届出の終期 令和7年8月6日
 令和7年8月13日 篠山簡易裁判所
 (別紙) 目録
 1 不動産の表示
 所在 丹波篠山市畠宮字上家中ノ坪
 地番 250番2
 地目 宅地
 地積 16.52平方メートル
 所在 丹波篠山市畠宮字上家中ノ坪
 地番 251番1
 地目 畑
 地積 471平方メートル
 所在 丹波篠山市畠宮字上家中ノ坪
 地番 252番2
 地目 畑
 地積 95平方メートル
 所在 丹波篠山市畠宮字上河原ノ坪
 地番 286番
 地目 畑
 地積 68平方メートル
 2 登記年月日番号 神戸地方法務局柏原支局大正6年8月28日受付第4043号
 3 登記した権利の内容
 登記の目的 地上権設定
 原因 大正6年3月20日設定
 目的 建物所有
 存続期間 大正6年3月20日より(向う)20年間
 地代 年12円
 地上権者 多紀郡畠村(篠山町)畠宮11番屋敷
 石田 定義

破産手続開始
 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第371号
 大分市角子原2-3-25
 債務者 合同会社波乗りうさぎ
 代表者代表社員 中村 貴行
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 保田 友久
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第290号
 埼玉県所沢市旭町3番19号
 債務者 OECマルシェ株式会社
 代表者代表取締役 濵谷 正則
 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 西里 壮史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時40分
 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第104号
 山口県下関市大字秋根399番地23
 債務者 亡入船龍也相続財産
 相続財産清算人 今村 浩、山元 浩
 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 宮寄 秀典
 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第451号
 埼玉県所沢市南住吉1-13 南住吉貸事務所
 1号室、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市星の宮2-9-15(2F)
 債務者 合同会社所沢ミートセンター
 代表者代表社員 濵谷 正則
 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 西里 壮史
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後2時40分
 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第643号
 神戸市東灘区魚崎南町6丁目10番4号
 債務者 株式会社ふあいんふあいん
 代表者代表取締役 中筋 能資
 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金山 耕平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後1時40分
 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1440号
 さいたま市大宮区桜木町2丁目161番2号大宮YKビル
 債務者 株式会社Food Concierge
 代表者代表取締役 松本 科
 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中園 貞宏
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前11時
 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第387号
 鹿児島市田上3丁目21番21号
 債務者 天野印刷株式会社
 代表者代表取締役 天野 玄一
 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小沢 剛司
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後2時40分
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第113号
 香川県綾歌郡宇多津町大字東分1550番地1
 債務者 株式会社キリュウ
 代表者代表取締役 川西 竜二
 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 勝村 真也
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前11時
 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第354号
 大分市大字勢家1098番地の39
 債務者 株式会社サクラオリーブ
 代表者代表取締役 阿部 文明
 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 宮本 謙
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前10時30分
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1534号
 横浜市神奈川区羽沢町1055番地1
 債務者 アイ・エス運輸株式会社
 代表者代表取締役 長岡 弘晃
 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 奥 祐介
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後3時
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第558号	1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 財津 唯行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後2時30分 岡山地方裁判所津山支部
大阪府大阪市中央区南船場四丁目10番5号S OHOビル702 債務者 合同会社T F C 代表者代表社員 若林 純郎	1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 雅之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時40分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第787号	1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 祐司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午後2時 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第122号	1 決定年月日時 令和7年8月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末竹彦司郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時15分 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第1889号	1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地史泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前11時10分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第91号	岡山県津山市椿高下92番地 債務者 有限会社山田共学道場 代表者取締役 寺尾 寿彦

1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮井 啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後2時30分 岡山地方裁判所津山支部	令和7年(フ)第63号 長野県小諸市大字加増500番地1 債務者 ティーアールジーオート株式会社 代表者代表取締役 高橋 大樹 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 元宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時 長野地方裁判所佐久支部
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木戸 貴絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時30分 和歌山地方裁判所田辺支部	令和7年(フ)第33号 和歌山県日高郡印南町大字印南4485番地の41 債務者 熊野フェルム株式会社 代表者代表取締役 二神 隆 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木戸 貴絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時30分 和歌山地方裁判所田辺支部
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉崎亜希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 長野地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第158号 長野市桐原1丁目23番6号 債務者 株式会社カリナ 代表者仮代表取締役 新井 祥代 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉崎亜希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 長野地方裁判所民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木戸 貴絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 和歌山地方裁判所田辆支部	令和7年(フ)第965号 仙台市青葉区高松1丁目10番23号 コーポ安孫子103、従前の住所仙台市青葉区錦ヶ丘1丁目3番地の2 錦ヶ丘セントラルハイツ102 債務者 村上 吉宣 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時55分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木戸 貴絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 和歌山地方裁判所田辆支部	令和7年(フ)第1252号 千葉県市川市大野町3丁目1839番地5 債務者 杉本 実香 1 決定年月日時 令和7年8月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 史泰 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神成 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 和歌山地方裁判所田辆支部	令和7年(フ)第135号 千葉県富津市大堀2丁目20番地7 マーベラス104 債務者 神成 拓也 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 智之 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第1353号 千葉市緑区あすみが丘5丁目9番地5 債務者 吉田 文胤 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 丈雄 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1229号 千葉県習志野市花咲2丁目2番25号 コスモハイツ松本2 201号 債務者 内山 裕也 1 決定年月日時 令和7年8月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 朱見 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1351号 千葉県浦安市弁天2丁目1番1-209号 ライオンズガーデン新浦安 債務者 西山 圭祐 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑川 尚吾 4 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第456号 神奈川県厚木市林1丁目5番6号 サンヴェール201 債務者 延山 知寛 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕	4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第238号 神奈川県平塚市横内2280番地の16 債務者 小澤 勇太 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡安 知巳 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第460号 神奈川県平塚市四之宮6丁目13番2号 スカイハイム相原101 債務者 二見 大輝 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第300号 神奈川県平塚市諏訪町12番22号 債務者 武藤 健章 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 逸人 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第486号 神奈川県平塚市桜ヶ丘5番45号 ウィンディア湘南C101 債務者 長谷川 寛 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 押谷 祐基 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第487号 神奈川県平塚市桜ヶ丘5番45号 ウィンディア湘南C101 債務者 長谷川和希(旧姓早坂) 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 押谷 祐基	4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第1249号 千葉県市原市島野1758番地1 カーサボニータ201号 債務者 高宮 利雄 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 剛史 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1271号 千葉県市原市根田2丁目3番地15 エントピアI-101号 債務者 山口 貴光 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳原 悠介 4 破産債権の届出期間 令和7年10月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第128号 長崎県佐世保市江迎町小川内3番地21 債務者 吉田アキヨ 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横田 雄介 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年(フ)第1384号

千葉市稻毛区園生町1017番地36 フィルコ
ト園生B104号
債務者 市川 英二

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野中 篤
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1137号

千葉市緑区大膳野町1055番地16 シャイン
コート101号
債務者 茅森 大暉(旧名ニコ)

- 1 決定年月日時 令和7年8月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長岡みち子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第379号

兵庫県尼崎市東難波町3丁目24番10号
債務者 片岡自動車工業こと 片岡 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中西 康友
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1195号

千葉市若葉区都賀の台2丁目1番11号
債務者 梅田ちい子

- 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 一義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1196号

千葉市若葉区都賀の台2丁目1番11号
債務者 梅田 正之

1 決定年月日時 令和7年9月1日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 曽我 一義

4 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1951号

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏103番地
2

債務者 前田 廣宣

1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 加藤 孝規

4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第364号

新潟県燕市下粟生津511番地

債務者 河合 徳益

1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 吉田 耕二

4 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第112号

鳥取県鳥取市国府町宮下1167番地2 バスト
ラルハウスⅢ 101号、旧住所鳥取県鳥取市
湖山町北1丁目557番地

債務者 真山 拓郎

1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山本 真輝

4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第89号

広島県吳市倉橋町2638-3 医療法人社団林
医院 介護老人保健施設ルネサンス瀬戸内、
住民票上の住所広島県吳市阿賀中央6丁目2
番14-602号

債務者 山本 昌子

1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中野 誠吾

4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで
広島地方裁判所吳支部

令和7年(フ)第38号

兵庫県淡路市尾崎913番地

債務者 粟田紳太郎

1 決定年月日時 令和7年9月2日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 永澤 徹

4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後3時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第365号

新潟市南区赤浜716番地、前住所新潟市東区
太平3丁目271番地1

債務者 武藤 孝一

1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 磯部 亘

4 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時40分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第291号

静岡県沼津市大岡520番地の1 プラジール
303

債務者 湯山 純子

1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 杉山 伸也

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後3時

5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第211号

福岡県久留米市北野町中3068番地1 グレイ
シャス高尾B棟201号、前住所福岡県三井郡
大刀洗町大字本郷4547番地3

債務者 田口 康弘

1 決定年月日時 令和7年9月2日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鍋島 典子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前11時

5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

<p>令和7年(フ)第218号 福岡県久留米市津福本町1497番地1 第一松永コーポ203号 債務者 鶴田加代子 1 決定年月日時 令和7年9月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p>令和7年(フ)第61号 新潟県三条市東裏館1丁目7番5号 債務者 鳥部 守 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 新潟地方裁判所三条支部</p>	<p>令和7年(フ)第59号 福岡県田川郡糸田町1050番地8 債務者 花元 芳子 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤 雅人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 福岡地方裁判所田川支部</p>	<p>令和7年(フ)第865号 宮城県名取市上余田字市坪478番地の6 ひまわり101号 債務者 手塚香代子 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 香苗 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第63号 秋田県横手市下境字八気97番地 債務者 皆方 康二 1 決定年月日時 令和7年9月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近江 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 秋田地方裁判所横手支部</p>	<p>令和7年(フ)第59号 群馬県みどり市笠懸町鹿4442番地3 9号棟 吉澤住宅、前住所群馬県太田市中根町651番地2 債務者 斎藤 那緒 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小河原 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>令和7年(フ)第59号 千葉県市川市妙典4丁目3番27-505号 (ウェルセット) 債務者 岡村 誠治 1 決定年月日時 令和7年8月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島貫美穂子 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第904号 仙台市太白区四郎丸字落合159番地の2 債務者 名取 克也 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石杜 恵理 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第58号 新潟県加茂市栄町12番38号 債務者 今井 仁美 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 佳代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 新潟地方裁判所三条支部</p>	<p>令和7年(フ)第60号 群馬県みどり市笠懸町鹿4442番地3 9号棟 吉澤住宅、前住所群馬県太田市中根町651番地2 債務者 斎藤 楓(旧姓向井) 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小河原 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 前橋地方裁判所桐生支部</p>	<p>令和7年(フ)第60号 千葉県習志野市東習志野2丁目18番22-102号 債務者 敷町 由利 1 決定年月日時 令和7年8月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口 靖 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第3820号 大阪府茨木市寺田町20番27号 債務者 以心興業こと 中谷 靖 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 拓士 4 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和7年(フ)第59号 新潟県三条市林町1丁目9番17号 債務者 小松工業こと 小林平八郎 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣田 貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 新潟地方裁判所三条支部</p>	<p>令和7年(フ)第273号 新潟市秋葉区矢代田210番地 債務者 保科 幸輝 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立川 純理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 新潟地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第273号 宮崎市太田2丁目2番34号 ドミール太田106号 債務者 井上 裕司 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎真一朗 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 宮崎地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第383号 北海道北斗市中野通1丁目20番5号 債務者 鶴田 正志 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 函館地方裁判所</p>

<p>令和7年(フ)第321号 函館市中道2丁目15番10号 コーポ久我山1 債務者 佐藤 夕子 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第1914号 名古屋市南区弥次畠3丁目54番地の2 サウスコート北頭205号 債務者 相坂 充宣 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第125号 長崎県佐世保市白木町49番地15 原口アパート104号 債務者 中村 忍 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第323号 函館市西旭岡町3丁目1番地2 アシスト函館マンション106号 債務者 山本 貞子 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第1933号 名古屋市瑞穂区白砂町2丁目56番地の1 グリーンハイム105号 債務者 小野 正治 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1378号 埼玉県戸田市中町1丁目6番地の7 曙荘211号室 債務者 杉田 守久 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第1760号 愛知県知多郡美浜町大字河和字北屋敷32番地 債務者 池田 美鶴 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1960号 愛知県知多郡東浦町大字石浜字芦間16番地の1 コーポ芦間103号 債務者 猪口 弥香 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1393号 さいたま市岩槻区諫訪2丁目2番地31 諫訪パークハウス303 債務者 富田 友美 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 名古屋地方裁判所一宮支部</p>
<p>令和7年(フ)第1811号 名古屋市天白区原3丁目210番地 原ハウス1B 債務者 渡辺由美子 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第2019号 名古屋市南区曾池町2丁目59番地の2 アーバンシティ曾池2C号 債務者 黒木 行夫 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1454号 埼玉県志木市館2丁目1番8-603号 債務者 阿部 龍寛 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 秋田地方裁判所大館支部</p>
<p>令和7年(フ)第1457号 埼玉県蕨市中央3丁目17番11号 R's アバルム201号 債務者 大滝 直樹 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第1457号 埼玉県加須市久下3丁目3番地8 コーポチャオ 2-A 債務者 横田 淩 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	

令和7年（フ）第50号	岐阜県土岐市泉町大富1847番地の38 債務者 青木かなえ
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（フ）第80号	岐阜県瑞浪市南小田町2丁目3番地 ドエル雅102号 債務者 高井裕太郎
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（フ）第222号	愛知県岩倉市東町藤塚133番地 債務者 原 瑞希
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年（フ）第457号	愛知県岡崎市大西1丁目26番地12 大西シャンテ 201、前住所愛知県岡崎市矢作町字中道65番地2 PROUDIA岡崎 805 債務者 小谷 純一
1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第76号	香川県高松市香川町大野2175番地18、申立時の住所高知県長岡郡大豊町穴内2392番地1 債務者 小堀 悠真

1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年（フ）第112号	高知市大津乙1159番地21 ハイツタケオ102号室 債務者 大谷 隆司
1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年（フ）第180号	高知市神田845番地2 債務者 和田やすみ
1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年（フ）第3343号	大阪市此花区西九条4丁目4番8号 201 債務者 西山 太心
1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第3920号	大阪市生野区生野東4丁目6番11号 フルタハイツ 103号 債務者 原 由加里（旧姓山本）
1 決定年月日時 令和7年9月2日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年（フ）第76号	香川県高松市香川町大野2175番地18、申立時の住所高知県長岡郡大豊町穴内2392番地1 債務者 小堀 悠真

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月25日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始等	次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年（フ）第4320号	大阪府東大阪市西堤本通西1丁目4番3号 債務者 株式会社オービーシー 代表者代表取締役 山田 英幸
1 決定年月日時 令和7年9月1日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 神原 浩	4 破産法31条5項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
破産手続終結	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第225号	千葉県市川市相之川4丁目15番3号友泉南行徳ビル502 破産者 株式会社アクシスコンピューテック
1 決定年月日 令和7年8月29日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年（フ）第66号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
1 決定年月日 令和7年9月2日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第61号	千葉地方裁判所佐倉支部
1 決定年月日 令和7年9月3日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第88号	千葉県船橋市本郷町663番地3 ソレーユ西船橋102号室 破産者 医療法人社団実相会
1 決定年月日 令和7年9月1日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第102号	千葉地方裁判所一関支部
1 決定年月日 令和7年9月1日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年（フ）第402号	千葉地方裁判所一関支部
1 決定年月日 令和7年9月1日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年（フ）第602号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
1 決定年月日 令和7年9月1日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第66号	千葉県八街市八街に449番地186 破産者 河井 和秀
1 決定年月日 令和7年9月2日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第61号	千葉地方裁判所佐倉支部
1 決定年月日 令和7年9月3日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第61号	茨城県神栖市神栖1丁目5番9号サンチェリーハイツ201 破産者 株式会社大一工業所
1 決定年月日 令和7年9月3日	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年（フ）第61号	水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第771号 川崎市多摩区菅馬場1丁目24番16号 破産者 株式会社M7 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第259号 名古屋市中川区中郷3丁目378番地 破産者 株式会社豊利建設 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和4年(フ)第30号 栃木県那須塩原市埼玉82番地15 破産者 株式会社真帝運輸 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第145号 川崎市幸区北加瀬1丁目5番13号 破産者 有限会社清水技研 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和5年(フ)第31号 京都府宮津市字白柏1324番地 破産者 ピュアやすらぎ株式会社 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 京都地方裁判所宮津支部	令和7年(フ)第204号 東京都八王子市館町2052番地7 メゾンソレイユ103号 破産者 旭井 秀範 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第552号 札幌市西区宮の沢2条4丁目6番18-303号 破産者 岡 広樹 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年11月11日午後3時 令和7年9月3日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第33号 長野県上伊那郡辰野町大字平出2693番地1 破産者 有限会社橋場工業 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 長野地方裁判所伊那支部	令和4年(フ)第3673号 大阪府箕面市箕面5丁目11番11号 箕面セントラルハイツ205号、開始決定時大阪府箕面市箕面4丁目16番40号 破産者 藤井 千尋 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	令和5年(フ)第181号 富山県氷見市幸町9番78号 破産者 株式会社マルワード 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第553号 札幌市北区屯田8条3丁目1番3号 破産者 今村真理子 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年11月11日午後3時5分 令和7年9月3日 札幌地方裁判所民事第4部
令和5年(フ)第802号 名古屋市緑区鳴子町1丁目4番地 鳴子団地90棟109号 破産者 黒田 哲 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和5年(フ)第643号 神戸市北区泉台2丁目2番1 (2-504号) 破産者 ナリックス株式会社 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第416号 静岡県伊東市川奈927番地の2 破産者 有限会社浜や 1 決定年月日 令和7年9月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 富山地方裁判所高岡支部	令和6年(フ)第381号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷2丁目5番地 ビレッジハウス仙台鶴ヶ谷二丁目15号棟302、開始決定時の住所仙台市泉区天神沢1丁目6番13号 破産者 田中眞由美 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 2 一般調査期日 令和7年11月17日午前10時50分 令和7年9月3日 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第216号 愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添136番地 破産者 合同会社マウス・マウス 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第965号 神戸市中央区栄町通5丁目1番1号 破産者 株式会社a n d. 1 決定年月日 令和7年9月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所第3民事部	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 破産手続終結及び免責許可決定	令和6年(フ)第2737号 横浜市泉区弥生台55-55 医療法人敬生会介護老人保健施設やよい台 仁、住民票上の住所横浜市磯子区岡村8丁目12番3号 破産者 梶野 誠 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 2 一般調査期日 令和7年12月10日午後2時 令和7年9月3日 横浜地方裁判所第3民事部
名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋地方裁判所民事第2部	宮崎県都城市高城町桜木1452番地1 レジデンス桜201号室、前住所京都府綾喜郡宇治田原町大字郷之口小字長井野29番地の4 破産者 中谷 佳奈 (旧姓木崎)	

令和7年(フ)第105号
長崎県長崎市矢上町3番35-304号、開始決定時の住所長崎県長崎市戸石町500番地636
破産者 横山 祐輔
1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
2 一般調査期日 令和7年12月3日午前10時30分
令和7年9月3日
長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第42号
長崎県諫早市小豆崎町232番地1 コーポ輝202号
破産者 藤山塗装こと 藤山 孝喜
1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
2 一般調査期日 令和7年11月26日午前10時15分
令和7年9月3日
長崎地方裁判所大村支部破産係
令和7年(フ)第224号
鹿児島県出水市武本3152番地21、前住所鹿児島県日置市吹上町湯之浦1462番地7
破産者 浦本 忍
1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
2 一般調査期日 令和7年12月2日午前11時35分
令和7年9月3日
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第81号
兵庫県神戸市兵庫区東柳原町2-5 柳原ビル31号、住民票上の住所兵庫県豊岡市竹野町羽入276番地
破産者 吉岡 一博
1 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
2 一般調査期日 令和7年12月23日午前11時30分
令和7年9月2日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第8号
香川県仲多度郡多度津町幸町2番53-8号
破産者 株式会社幸工業
1 破産債権の届出期間 令和7年10月16日まで
2 一般調査期日 令和7年12月1日午前10時30分
令和7年9月4日 高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(フ)第409号
大津市坂本3丁目6番23号、前住所滋賀県高島市安曇川町西万木1098番地15
破産者 高橋 勇也
1 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
2 一般調査期日 令和7年12月17日午前10時30分
令和7年9月4日 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第67号
京都市下京区四条通堀川西入唐津屋町526番地の2(ノアハイツ四条902号室)
破産者 株式会社アオイプロデュース
1 破産債権の届出期間 令和7年10月22日まで
2 一般調査期日 令和7年12月10日午前11時
令和7年9月4日
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第262号
愛知県豊田市高橋町2丁目551番地 フェリシード302号、前住所愛知県豊田市上丘町宮前65番地1 ヒルクライム201号
破産者 飯田 崇尋
1 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
2 一般調査期日 令和8年1月13日午後1時30分
令和7年9月4日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第258号
山形県東根市神町中央1丁目3-48-112号
破産者 株式会社高橋美装D. P
1 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
2 一般調査期日 令和8年1月15日午前10時55分
令和7年9月4日 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第216号
岡山市南区浦安西町147番地10
破産者 森 光弘
1 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
2 一般調査期日 令和7年11月26日午前10時
令和7年9月3日
岡山地方裁判所第3民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第760号

千葉市美浜区幸町2丁目21番5-1003号
破産者 橋本 雅(旧姓千葉)

異議申述期間 令和7年10月28日まで

令和7年9月2日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第602号

仙台市青葉区高松3丁目10番26号
破産者 大和田 晃

異議申述期間 令和7年10月29日まで

令和7年9月3日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第659号

仙台市宮城野区銀杏町7番20-301号
破産者 小原 節子

異議申述期間 令和7年10月29日まで

令和7年9月3日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第2519号

大阪府豊中市三国1丁目8番23-301号
破産者 株式会社アイ・ケア

異議申述期間 令和7年10月29日まで

令和7年9月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1863号

大阪市西淀川区姫里2丁目2番38号 サンライズ姫里201号室
破産者 上田 健一

異議申述期間 令和7年10月30日まで

令和7年9月4日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2059号

東京都江東区潮見2丁目1番22号
清算株式会社 株式会社久米開発プロデュース
代表清算人 能口 順也

1 決定年月日 令和7年9月1日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

更生手続開始

令和7年(ミ)第4号

東京都文京区本郷1丁目5番7号宝生ハイツ505号

更生会社 シー・シー・コア・ファーマシー株式会社
代表者代表取締役 山野井健太

1 決定年月日時 令和7年8月31日午後5時
2 主文 シー・シー・コア・ファーマシー株式会社について更生手続を開始する。

3 管財人 金山 伸宏

4 更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社(代表取締役)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5 更生債権等の届出をすべき期間の終期 令和7年10月31日

6 更生債権等の一般調査期間 令和8年2月6日から令和8年2月20日まで

7 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期 令和8年4月23日

8 管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期 令和8年4月30日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ミ)第5号

茨城県日立市折笠町564番地2

更生会社 株式会社コンフィアンス
代表者代表取締役 鈴木健太郎

1 決定年月日時 令和7年8月31日午後5時
2 主文 株式会社コンフィアンスについて更生手続を開始する。

3 管財人 金山 伸宏

4 更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社(代表取締役)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5 更生債権等の届出をすべき期間の終期 令和7年10月31日

6 更生債権等の一般調査期間 令和8年2月6日から令和8年2月20日まで

7 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期 令和8年4月23日

8 管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期 令和8年4月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和4年(再)第4号

福岡市南区曰佐4丁目39番28号
再生債務者 ウエルビス悠愛株式会社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行
令和7年8月29日

東京地方裁判所民事第20部

令和4年(再)第22号

福岡市中央区白金1丁目5番22号
再生債務者 アイコムズ株式会社
1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨 再生計画の遂行
令和7年8月29日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第30号

愛知県一宮市あづら2丁目31番10号
再生債務者 岩尾 侑司

- 1 決定年月日時 令和7年8月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月3日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第50号

栃木県宇都宮市田野町581番地25
再生債務者 高橋 康彦

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月16日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第55号

群馬県富岡市中高瀬357-1 レオパレスサンセット105号室(住民票上の住所 茨城県日立市久慈町3丁目40番18号)

再生債務者 関 佑人

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月15日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第72号

埼玉県川越市大字鯨井2112番地15

再生債務者 木村 譲

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月3日から令和7年10月14日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第41号

千葉県八街市文違38番地6

再生債務者 保井 誠一

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第44号

相模原市緑区中野218番地32

再生債務者 永松 志也

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所相模原支部2係

令和7年(再イ)第201号

名古屋市北区鳩岡町1丁目1番地 アーバンラフレ志賀1棟104号
再生債務者 石川 達也

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第220号

名古屋市熱田区中出町2丁目22番地 日比野団地2棟401号
再生債務者 村山 直美

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第42号

愛知県一宮市赤見3丁目14番24号

再生債務者 大野 三利

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第67号

愛知県額田郡幸田町大字相見字北鷺田107番地

再生債務者 成瀬 友博

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第78号

愛知県岡崎市上地町字西田8番地76

再生債務者 石田 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第17号

兵庫県尼崎市武庫町1丁目50番3号万和ビル401

再生債務者 有村建装こと 有村 隆一

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第28号

兵庫県西宮市甲子園口北町1番11-504号(前住所) 兵庫県西宮市瓦林町3番20-502号

再生債務者 林医療福祉行政書士事務所こと林 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第46号

兵庫県西宮市津門吳羽町2番3-201号
再生債務者 一宮 潤士

- 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第49号

兵庫県尼崎市大庄西町1丁目41番15号
再生債務者 北原 慶太

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第59号

兵庫県尼崎市西難波町6丁目10番29号(前住所) 兵庫県明石市二見町西二見661番地の31教職員住宅3棟202号

再生債務者 坂本 佑介

- 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年（再イ）第197号 札幌市中央区南7条西26丁目3番15号 プリ メーラ南円山203号 再生債務者 宇佐見浩子 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月16日まで 	1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月14日まで 	東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第91号 神戸市垂水区塩屋町3丁目11番3-212号 再生債務者 浦川 利春 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで 	東京地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第5号 秋田県大仙市福田町23番5-14号 メビウス F号室 再生債務者 石田 星哉 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年10月29日まで
令和7年（再イ）第19号 青森市矢作2丁目3番29号 シャーメゾンセ イナ105号 再生債務者 柳澤 正俊 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月16日まで 		令和7年（再イ）第92号 仙台市青葉区台原4丁目13番30号 ロミハウ ス105（従前の住所）仙台市泉区泉中央2丁 目20番地の6-604 再生債務者 三澤 岳大 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで 	令和7年（再イ）第92号 神戸市垂水区塩屋町3丁目11番3-212号 再生債務者 浦川 利春 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで
令和7年（再イ）第22号 愛媛県松山市紅葉町7番49-2号 再生債務者 木下 勝徳 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで		令和7年（再イ）第306号 東京都板橋区成増5-11-32-202 再生債務者 木村 亮 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年11月4日まで	令和7年（再イ）第9号 群馬県前橋市柏川町上東田面249番地3 再生債務者 高橋 良和 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年11月5日まで
令和7年（再イ）第22号 愛媛県松山市紅葉町7番49-2号 再生債務者 木下 勝徳 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで		令和7年（再イ）第306号 東京都板橋区成増5-11-32-202 再生債務者 木村 亮 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年11月4日まで	令和7年（再イ）第9号 群馬県前橋市柏川町上東田面249番地3 再生債務者 高橋 良和 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年11月5日まで
令和7年（再イ）第43号 愛媛県松山市久保240番地21 再生債務者 石崎 弘晃 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで		令和7年（再イ）第354号 東京都渋谷区恵比寿3-42-3-201 再生債務者 大内 堅斗 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年11月4日まで	令和7年（再イ）第5号 新潟市東区秋葉1丁目1番39号 再生債務者 熊倉 修一 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和7年（再イ）第43号 愛媛県松山市久保240番地21 再生債務者 石崎 弘晃 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月9日まで		令和7年（再イ）第354号 東京都渋谷区恵比寿3-42-3-201 再生債務者 大内 堅斗 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年11月4日まで	令和7年（再イ）第5号 新潟市東区秋葉1丁目1番39号 再生債務者 熊倉 修一 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和7年（再イ）第378号 大阪市西淀川区姫里1丁目25番6号 メゾン 三原303号室 再生債務者 雨宮 秀樹		令和7年（再イ）第375号 東京都港区芝2-8-13-905 再生債務者 今井 佑磨 1 決定年月日時 令和7年9月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第6号 新潟市西蒲区押付881番地 再生債務者 南須原大輔 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令和7年11月5日まで

令和7年(再イ)第143号
東京都墨田区墨田1-4-3-305
再生債務者 平野 知章
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
22日まで
令和7年9月3日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第27号
埼玉県久喜市桜田3丁目1番1-3-505
再生債務者 須藤 利博
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月26日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月2日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第44号
千葉県成田市飯田町177番地3
再生債務者 萩原 貴史
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月2日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第28号
千葉県成田市橋賀台3丁目5番地(11棟503号)
再生債務者 下村真理子
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第26号
相模原市緑区元橋本町7番2号 アレイハイムS・U101号室
再生債務者 宮地 博道
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日
横浜地方裁判所相模原支部2係

令和7年(再イ)第8号
長野市篠ノ井小松原105番地1
再生債務者 山寄 修平
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月2日
長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第79号
名古屋市西区幅下2丁目11-21 HF丸の内
レジデンス510
再生債務者 岸田 晃幸
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第142号
愛知県常滑市かじま台1丁目242番地 リビングタウンかじま台A棟202号
再生債務者 笹田 直樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第151号
愛知県豊明市新栄町3丁目458番地2
再生債務者 下川 正芳
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第27号
大分市大在北1丁目5番30号
再生債務者 高瀬 桜子
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第28号
大分市大在北1丁目5番30号
再生債務者 高瀬 真一
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
24日まで
令和7年9月3日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第9号
宮城県富谷市富谷新町136番地
再生債務者 渡邊 紀子
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年9月4日
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第10号
山形県西置賜郡飯豊町大字椿3597番地2
再生債務者 舟山 朋浩
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月1日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年9月4日 山形地方裁判所米沢支部

令和6年(再イ)第154号
東京都東大和市湖畔2丁目1004番地の132
再生債務者 福地 大樹
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年9月4日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第14号
神奈川県秦野市清水町3番18号
再生債務者 浅岡 英一
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年9月4日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第31号
愛知県豊田市平芝町2丁目1番地4 第2日
高ハイツ305号
再生債務者 KWOK SEIMSAN OS
WALDO
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
25日まで
令和7年9月4日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第272号
大阪府東大阪市太平寺2丁目5番3号
再生債務者 レシキマトウク佐智子
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
29日まで
令和7年9月3日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第12号
沖縄県南城市知念字知名103番地2
再生債務者 仲村 俊紀
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
29日まで
令和7年9月1日
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第67号
大阪府守口市梶町3丁目31番15号
再生債務者 近藤 宏信
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
1日まで
令和7年9月3日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第258号
大阪府豊中市服部豊町1丁目5番21-302号
再生債務者 橋上 竜也
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月
1日まで
令和7年9月3日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第32号 埼玉県富士見市山室2丁目11番15号 再生債務者 櫻井 夏子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第45号 岡山市北区宿558番地 レオパレス小室108号 再生債務者 景山 巧也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第25号 三重県四日市市北浜田町12番21-909号 第 2北浜田マンションN 再生債務者 神崎 隼人 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 津地方裁判所四日市支部	令和7年（再イ）第1号 青森県八戸市下長8丁目2-18 エスボワー ル102号室（住民票上の住所）青森県八戸市 石堂1丁目6番1号 再生債務者 田名部 登 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 9日まで 令和7年9月4日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係 小規模個人再生による再生手 続廃止
令和7年（再イ）第43号 埼玉県日高市武藏高萩3丁目9番地8 再生債務者 新井 翔平 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第57号 岡山市北区新屋敷町2丁目1番24号 シャー メゾンエスプリ201号室（旧住所）岡山市北 区東古松4丁目5番36号 301号 再生債務者 落 良太 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第8号 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松107番 地1 再生債務者 玉井 義徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 青森地方裁判所五所川原支部個人再生係	令和7年（再イ）第11号 北海道帯広市西19条南2丁目16番8号 森田 ハイツ102号室 再生債務者 平賀 和枝 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年9月4日 釧路地方裁判所帯広支部再生係 給与所得者等再生による再生 手続開始
令和7年（再イ）第7号 長崎県佐世保市日宇町388番地2 ラッフィ ナートカーサ1202 再生債務者 森本 憲吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月1日 長崎地方裁判所佐世保支部	令和6年（再イ）第65号 鹿児島市西伊敷6丁目18番9号、前住所鹿児 島市喜入町543番地2 再生債務者 武田 清孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年（再イ）第13号 香川県木田郡三木町大字田中260番地 再生債務者 鈴木 春子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年（再口）第1号 長野県駒ヶ根市下平4460-1 ヴィラージュ 駒ヶ根104号室 再生債務者 土田 博孝 1 決定年月日時 令和7年9月3日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月15日から令 和7年11月5日まで 長野地方裁判所伊那支部
令和7年（再イ）第52号 神戸市中央区雲井通2丁目1番18号 再生債務者 飯田 恒治 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第23号 秋田市山王6丁目8番31号 再生債務者 伊藤 俊治 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 25日まで 令和7年9月4日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第18号 高知市介良乙3063番地4 再生債務者 末長 佐織 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 2日まで 令和7年9月4日 高知地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再口）第1号 青森県弘前市大字富田町76番地 エトワール 弘前第5-301号 再生債務者 鈴木 久雄 1 決定年月日時 令和7年9月4日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令 和7年10月30日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年（再イ）第23号 兵庫県尼崎市西昆陽2丁目8番3-101号 再生債務者 昌鎧こと 砂崎 昌久 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年9月3日 神戸地方裁判所尼崎支部			

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第1号

相模原市中央区田名塩田3丁目9番40号 なかよし201

再生債務者 後村 直幸

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月25日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年9月24日まで
令和7年9月3日

横浜地方裁判所相模原支部2係

令和7年（再口）第1号

福島県大沼郡会津美里町字瀬戸町甲3172番地2

再生債務者 伊藤 康太

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月21日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月1日まで
令和7年9月3日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和7年（再口）第2号

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1094番地2
ルネス・マリアンジェ102号室

再生債務者 丸本 仁

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年8月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年9月3日

さいたま地方裁判所第3民事部

簡易確定手続開始

令和7年（集）第1号

東京都千代田区六番町15番地
簡易確定手続申立団体 特定非営利活動法人消費者機構日本

東京都港区西新橋1丁目2番9号日比谷セン
トラルビル14階
相手方 一般社団法人文化芸能国際交流機構

1 主文 簡易確定手続申立団体と相手方との間において、次の対象債権及び対象消費者について簡易確定手続を開始する。

2 対象債権の範囲

- (1) 次項の対象消費者が相手方に対して有する演奏参加費相当額の不当利得返還請求権
- (2) 次項の対象消費者が相手方に対して有する上記(1)の不当利得返還請求に係る金員に対する履行請求の翌日から支払済みまで年5分の割合（ただし、履行請求の翌日が令和2年4月1日以降である場合は年3分の割合）による遅延損害金請求権

3 対象消費者の範囲

相手方との間で、相手方が主催する令和2年3月11日実施予定の「2020第8回ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、相手方に演奏参加費を支払った消費者

4 対象債権の届出期間 令和7年12月8日まで

5 届出債権の認否期間 令和8年3月2日まで

令和7年9月1日

東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年（チ）第1号

鹿児島県大島郡与論町大字古里2313番地1

申立人 竹下 和志

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝686番地6

所在等不明共有者 上野 信子

届出期間満了日 令和8年1月9日

令和7年9月1日

鹿児島地方裁判所名瀬支部

（別紙）物件目録

1 所在 大島郡与論町大字古里字ガギン

地番 2144番

地目 原野

地積 258平方メートル

備考 所在等不明共有者の持分3分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第13号

名古屋市中川区荒子町字大門東85番地

申立人 奥村 満鷹

住所・居所 不動産登記簿上の住所不明

所有者 共有総代 伊藤 与七

届出期間満了日 令和7年10月28日

令和7年8月28日 名古屋地方裁判所

（別紙）物件目録

所在 名古屋市中川区荒子町字大門東

地番 87番

地目 宅地

地積 19.83平方メートル

令和7年（チ）第16号

京都市下京区不明門通七条下る東塩小路町

735番地

申立人 内藤 久則

住所・居所 不明

（課税台帳上の住所）愛知県一宮市浅井町江森

所有者 野田軍次郎 外5名

届出期間満了日 令和7年10月31日

令和7年9月1日

京都地方裁判所第5民事部

（別紙）物件目録

所在 京都市下京区不明門通七条下ル東塩小路町
地番 709番・710番・711番・712番合併1、735番合併2

地目 宅地

地積 155.14平方メートル

令和7年（チ）第11号

大阪市北区中之島3丁目6番16号

申立人 関西電力送配電株式会社

住所・居所 不明

（最後の住所）兵庫県姫路市四郷町見野587番地47 不動産登記記録上の住所 大阪市大正区三軒家東五丁目2番8号

所有者 天満 昇司

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年9月1日 神戸地方裁判所姫路支部

（別紙）物件目録

1 所在 姫路市四郷町見野字西ノ山
地番 587番47

地目 山林

地積 1365平方メートル

2 所在 姫路市四郷町見野字西ノ山
地番 587番48

地目 山林

地積 262平方メートル

3 所在 姫路市四郷町見野字西ノ山
地番 587番49

地目 山林

地積 82平方メートル

4 所在 姫路市四郷町見野字西ノ山
地番 587番50

地目 山林

地積 12平方メートル

5 所在 姫路市四郷町見野字西ノ山
地番 587番51

地目 山林

地積 115平方メートル

6 所在 姫路市四郷町見野字西ノ山
地番 587番52

地目 山林

地積 124平方メートル

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月2十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

千葉県船橋市本郷町五一五番地一
株式会社メンテナンスファクトリー船橋

代表取締役 永島 裕行

基準日設定につき通知公告
当社は、令和7年9月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

神奈川県海老名市門沢橋二丁目三番五七号
株式会社メンテナンスファクトリー海老名

代表取締役 永松 满

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地
花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

愛媛県西条市北条九六二番地七
株式会社田窪工業所

代表取締役社長 矢野 孝二

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年9月十二日

千葉県鎌ヶ谷市軽井沢二〇八九番地七
日本メタルプリント株式会社

代表取締役 大塚たまみ

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年9月十二日

東京都江東区毛利二丁目五番八一〇二号
東邦産業株式会社

代表取締役 油田 一朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都福生市大字熊川一六四二番地二六
応用光研工業株式会社

代表取締役 江原 直行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地
花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都大田区東糀谷三丁目一一番一〇号
アルタン株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都葛飾区奥戸二丁目七番七号
東誠印刷株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番三号
横浜マリノス株式会社

代表取締役 中山 昭宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年9月十二日

福岡市東区多の津四丁目一三番一三号
野田電機株式会社

代表取締役 野田 憲嗣

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都福生市大字熊川一六四二番地二六
応用光研工業株式会社

代表取締役 江原 直行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地
花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都大田区東糀谷三丁目一一番一〇号
アルタン株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都葛飾区奥戸二丁目七番七号
東誠印刷株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番三号
横浜マリノス株式会社

代表取締役 中山 昭宏

任意清算公告

当社は、令和7年9月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出ください。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年9月十二日

福岡市西宮市高木東町二三番一〇号
野田電機株式会社

代表取締役 野田 憲嗣

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都福生市大字熊川一六四二番地二六
応用光研工業株式会社

代表取締役 江原 直行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地
花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都大田区東糀谷三丁目一一番一〇号
アルタン株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都葛飾区奥戸二丁目七番七号
東誠印刷株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番三号
横浜マリノス株式会社

代表取締役 中山 昭宏

任意清算公告

当社は、令和7年9月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出ください。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年9月十二日

兵庫県西宮市高木東町二三番一三号
野田電機株式会社

代表取締役 野田 憲嗣

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都福生市大字熊川一六四二番地二六
応用光研工業株式会社

代表取締役 江原 直行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地
花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都大田区東糀谷三丁目一一番一〇号
アルタン株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都葛飾区奥戸二丁目七番七号
東誠印刷株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番三号
横浜マリノス株式会社

代表取締役 中山 昭宏

任意清算公告

当社は、令和7年9月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出ください。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年9月十二日

兵庫県西宮市高木東町二三番一三号
野田電機株式会社

代表取締役 野田 憲嗣

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都福生市大字熊川一六四二番地二六
応用光研工業株式会社

代表取締役 江原 直行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和7年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和7年9月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地
花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都大田区東糀谷三丁目一一番一〇号
アルタン株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年9月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

東京都葛飾区奥戸二丁目七番七号
東誠印刷株式会社

代表取締役 嶋田 貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和7年9月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番三号
横浜マリノス株式会社

代表取締役 中山 昭宏

